

執筆者自身による論文等の転載について

インターネットの普及とともに、自分で執筆した論文等をホームページ上で公開することが頻繁に行われるようになってきました。このような研究環境の変化に対応するために、本学会の会誌「研究 技術 計画」に掲載された論文等の転載に関して、以下の規定に示すような方針を決定いたしました。

本学会の投稿規定においては、論文等の著作権は学会に譲渡されるものとされています。この場合でも、著者自身による利用は一定の範囲で認められております。ただし、インターネットによる公表に関しては、権利関係の規定が技術の発展とそぐわないため解釈が困難な面がありますが、著作権の保護、著作者の権利の保護、学術情報の利用の促進などの観点から総合的に検討した結果、著者自身による公表を認める方針を決定したものです。

ただし、あくまで著者自身による転載を対象とする規定であり、第3者による複製等を認めるものではありません。また、本学会が対象とする分野の学術研究活動や教育活動の促進をその主眼とするものであることは言うまでもありません。趣旨をご理解いただき、学会活動の一層の進展のために役立ててください。

「研究 技術 計画」掲載論文等の転載について

研究・技術計画学会 編集委員会

1999年8月31日

(目的)

1. 会誌「研究 技術 計画」に掲載または掲載予定の論文等の著作物の全部または一部を、その著者が他の刊行物、インターネットのホームページ等に転載する場合は、以下の方針にしたがうものとします。

(基本的方針)

2. 著者は、論文等の全部または一部を他の刊行物、インターネットのホームページ等に転載することができます。この場合、著者は編集委員会に申し出を行い、また転載された著作物に出典を明記してください。

(論文等の範囲)

3. この規定は、会誌「研究 技術 計画」に掲載または掲載予定の著作物のうち執筆者名の付された著作物のすべてを対象とします。ただし、著作権が本学会に属さないものについては対象外とします。

(申し出)

4. 著者は、会長あてに転載の申し出をしてください。申し出は別紙様式に準じて書面で行ってください。申し出は、投稿原稿の場合には掲載決定後、依頼原稿の場合には著者校正後に、行ってください。ただし、転載先が印刷物である場合は、掲載号の発行後に申し出を行ってください。

(了承)

5. 著者から転載の申し出があった場合、会長から著者に対して、了承する旨の回答を通知します。ただし、検討すべき事項がある場合には、編集委員会において討議した上で回答するものとします。

(出典の明示)

6. 著作物を転載する場合には、その出典を明示してください。その際、会誌名称等は以下のように記してください。

日本語表記の場合

「研究 技術 計画」

英語表記の場合

Journal of Science Policy and Research Management

(省略記法) J. SPRM

なお、掲載または掲載予定の巻号頁を決定されている範囲で付してください。

[例]

飯沼光夫, 技術構造の変容と技術人材へのニーズ, 研究 技術 計画, 4(1), 6(1989)

J. S. Yongue, Research Culture in the Pharmaceutical Industry, J. SPRM, 8(3/4), 239(1993)

(著者の責任)

7. 転載に伴って著作権に関して紛議が生じた場合、著者の責任において対処してください。とくに、複数著者による著作物の場合や特定の組織やグループを代表して執筆した著作物の場合には、事前に十分な調整を行った上で、転載の申し出を行ってください。

(適用)

8. 本規定は、委員会決定以降に転載を行う場合に適用します。ただし、著者が希望する場合には過去に行われた転載についても、改めて本規定を適用できるものとします。

(別紙様式)

年 月 日

研究・技術計画学会
会長 殿

(申出者のサイン、または氏名・印)

「研究 技術 計画」掲載(予定)論文等の転載について

下記のとおり著作物の転載を行いたいので申し出をいたします。

なお、この件につきましては、すでに共著者の了解を得ていることを申し添えます。(注)

記

1. 氏名
2. 所属
3. 連絡先(住所、電話番号、FAX 番号、電子メール・アドレス等)
4. 転載する論文等の名称、掲載(予定)の巻号
5. 転載先(具体的に)
6. その他

以上

(注)複数著者による著作物の場合には、この一文を添えてください。特定の組織やグループを代表して執筆した著作物の場合にも同様の文を付してください。なお、単著の場合は不要です。